

山鹿市会計年度任用職員の任用等に関する規則及び山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市規則第1号

山鹿市会計年度任用職員の任用等に関する規則及び山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(山鹿市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

第1条 山鹿市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年山鹿市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「担い手育成支援員」の次に「地域林政アドバイザー」を加える。

(山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 山鹿市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年山鹿市規則第5号）を次のように改正する。

別表中「担い手育成支援員」の次に「地域林政アドバイザー」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。